

# アクティブ85プラン

(大井町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

## 【概要版】

### 1 計画策定の背景

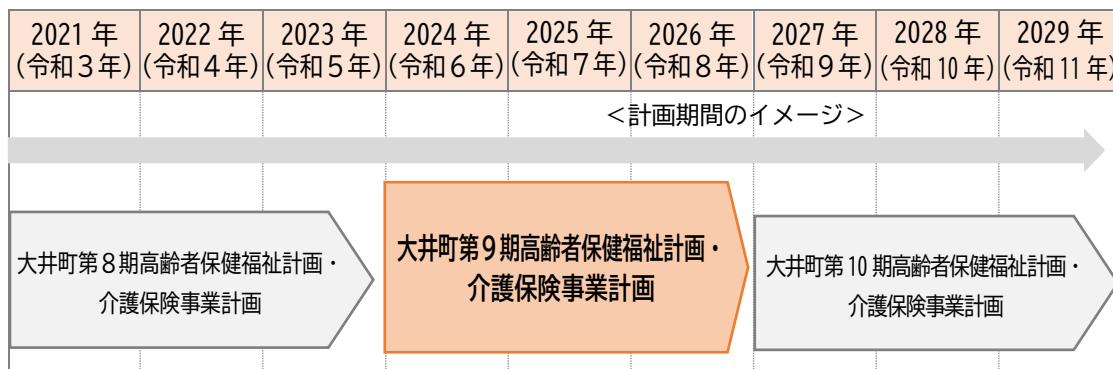
わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。

令和5年度には、本計画の第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「大井町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



### 3 基本理念

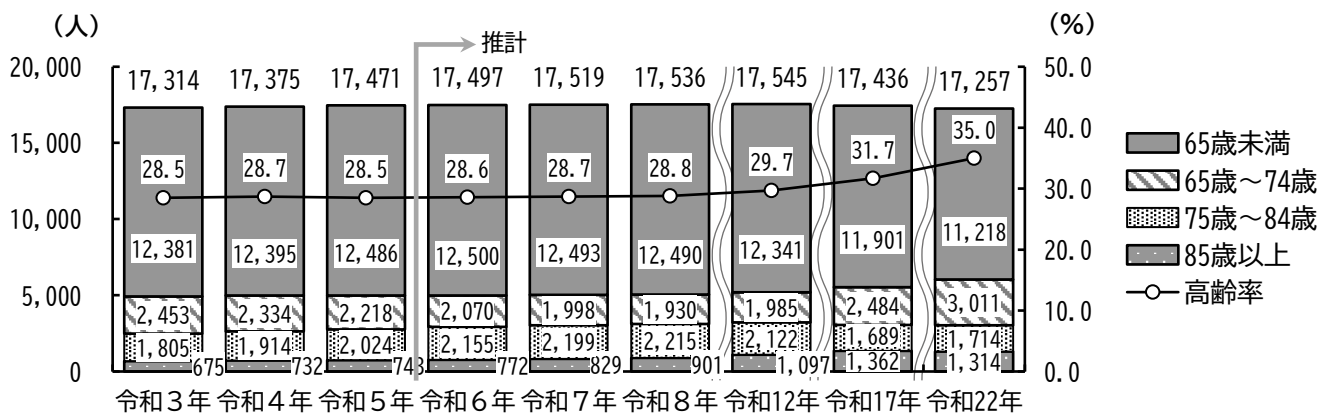
本計画の基本理念については、人生100年時代を見据え、85歳をいかに元気に迎え、また、その先も介護予防に取り組むことが重要であることを踏まえ「85歳を元気で迎え、笑顔あふれる100歳をめざすOH!いいまち」とします。この基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるまちづくりをめざします。

#### 【基本理念】

85歳を元気で迎え、笑顔あふれる100歳をめざす  
OH!いいまち

## 4 高齢者人口の推移

65歳未満人口は令和22年には11,218人まで減少するのに対し、65歳以上人口は増加傾向にあり、令和22年には85歳以上が1,314人、75歳～84歳が1,714人、65歳～74歳が3,011人まで増加すると見込まれています。高齢化率は令和12年以降上昇し、令和17年で31.7%、令和22年で35.0%まで上昇すると見込まれています。

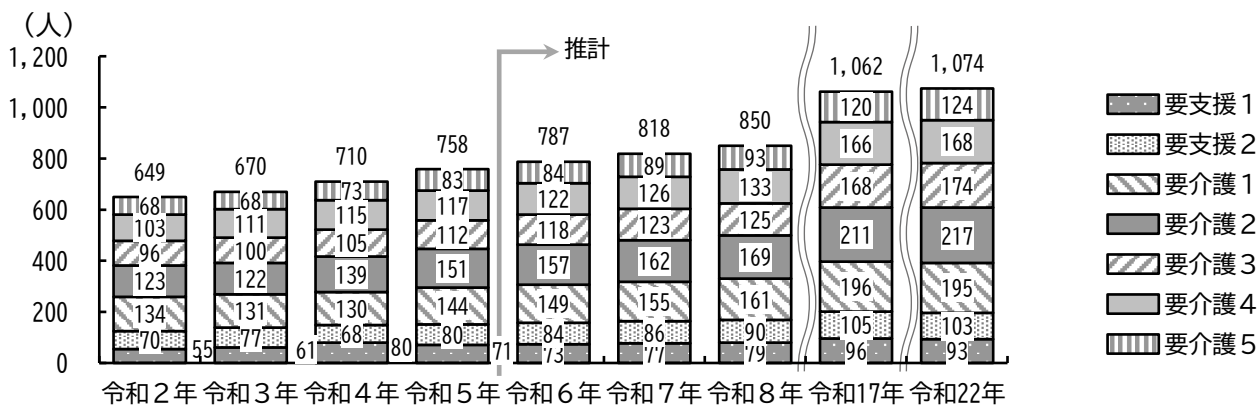


資料：住民基本台帳【各年9月30日現在】、令和6年からはコーホート変化率法により推計

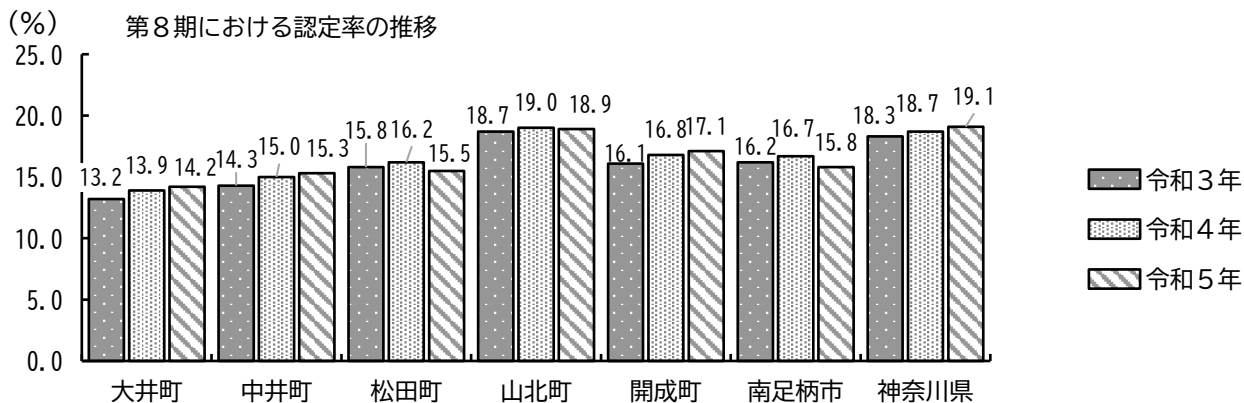
## 5 要介護(支援)認定者の推移

要介護(支援)認定者数は、増加傾向にあり、令和5年には758人となっています。

推計をみると、令和6年以降増加していくことが予想されます。また、第8期計画期間における認定率は、近隣や県内で比較しても低い率で推移しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」【9月30日現在】、令和6年以降は実績に伴い推計



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」【9月30日現在】

## 6 基本目標及び施策の体系

基本理念を具体的に実現するために、5つの基本目標を設定し、次のような施策で計画を具体的に推進していきます。

### 基本目標1 健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>

#### (1) 健康づくりの推進

○健康づくり施策の充実

#### (2) 介護予防の推進

○介護予防・日常生活支援総合事業の実施  
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

○適切な介護予防ケアマネジメント事業の推進

#### (3) 生きがいづくり活動の推進

○高齢者の生きがいと健康づくり推進事業  
○エイジフレンドリーシティへの参加  
○ふくしの会活動の推進・支援

○生涯学習活動の推進  
○スポーツ活動の推進

#### (4) 高齢者の社会参加の促進

○ゆめクラブ（老人クラブ）への支援  
○シルバーパスの発行

○敬老事業の推進【福祉課】

#### (5) 高齢者の就労支援

○高齢者の雇用促進

○高齢者の就労支援

### 基本目標2 認知症ケア・在宅医療の推進<医療>

#### (1) 認知症予防の推進と相談・支援体制の充実

○認知症高齢者家族支援の実施

○認知症高齢者対策の推進

#### (2) 在宅医療・介護の連携の推進

○在宅医療・介護連携推進事業の実施

### 基本目標3 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

#### (1) 生活支援サービスの充実

○生活支援サービスの提供      ○生活支援サービス構築に向けた推進      ○情報提供の推進

#### (2) 地域における支え合いの推進

○高齢者の見守りネットワークの構築

○地域における支え合い活動の推進

#### (3) 家族介護支援の推進

○介護者への支援策の充実  
○（再掲）認知症高齢者家族支援の実施

### 基本目標4 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>

#### (1) 安心・安全な住環境の整備

#### (2) 安全・安心なまちづくり

○交通安全の推進      ○防犯対策の推進

○災害対策の推進

○福祉避難所及び避難行動支援体制の整備

○公共施設、道路等の整備の推進

○通行に支障となる物件の除却推進

#### (3) 高齢者の権利擁護・虐待防止

○高齢者虐待防止対策の推進

○成年後見制度利用支援

### 基本目標5 地域包括ケアシステムの深化と推進

#### (1) 地域包括ケアの推進体制の強化

○重層的支援体制の構築

#### (2) 地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの運営

○包括的・継続的マネジメント事業の推進

### 基本目標6 介護サービスの充実<介護>

#### (1) 介護給付の適正化とサービスの質の向上

○介護給付費の適正化の推進

○災害や感染症対策に係る体制整備

#### (2) 介護人材の確保

○介護ボランティア活動の啓発

○町インターンシップ制度の受け入れ

○介護サービス従事者就業環境改善の促進

○雇用環境改善制度の周知

○働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

## 7 第9期介護保険事業計画における65歳以上の方の保険料

第9期における第1号被保険者の保険料基準月額、5,000円となります。

なお、所得の低い第1段階から第3段階について、公費を投入して保険料上昇の抑制を図ることも含め、第1段階から第13段階までについては、国の定める基準どおりとなります。

段階	料率	対象者	保険料 (月額)
第1段階	基準額×0.285	生活保護を受給している人及び世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額十課税年金収入額が80万円以下の人	1,425円
第2段階	基準額×0.485	世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額十課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の人	2,425円
第3段階	基準額×0.685	世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額十課税年金収入が120万円を超える人	3,425円
第4段階	基準額×0.90	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額十課税年金収入額が80万円以下の人	4,500円
第5段階	基準額×1.00	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額十課税年金収入額が80万円を超える人	5,000円 (基準額)
第6段階	基準額×1.20	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	6,000円
第7段階	基準額×1.30	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	6,500円
第8段階	基準額×1.50	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	7,500円
第9段階	基準額×1.70	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	8,500円
第10段階	基準額×1.90	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	9,500円
第11段階	基準額×2.10	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	10,500円
第12段階	基準額×2.30	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	11,500円
第13段階	基準額×2.40	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上880万円未満の人	12,000円
第14段階	基準額×2.60	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が880万円以上1,300万円未満の人	13,000円
第15段階	基準額×2.80	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,300万円以上の人	14,000円

### 大井町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月

発行：大井町

編集：福祉課

住所：〒258-0019 神奈川県足柄上郡大井町金子 1964 番地 1

大井町保健福祉センター内

電話：0465-83-8024